



# 三重県公報

平成28年12月6日（火）

第 2859 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
71	三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	2
<b>告 示</b>			
758	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
759	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
760	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
761	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	( 同 )	3
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	( 同 )	4
	同件	( 同 )	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	4
	同件	( 同 )	5
	建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建設業課)	5

**規 則**

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十八年十二月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第七十一号**

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則  
三重県自然環境保全条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第十一条第十二号イ中「並びに」を「及び」に、「第十二条の十一第一号」を「第六十二条第一項第一号」に、「事業若しくは」を「事業又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 758 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 28 年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	健康館サニー薬局	鈴鹿市白子 4 丁目 16-6		薬局	平成 28 年 10 月 1 日
薬局	アクア薬局宮前店	松阪市飯高町宮前 1102-4		薬局	平成 28 年 12 月 1 日

**三重県告示第 759 号**

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 28 年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
42	映画	ジムノペディに乱れる	日活	平成 28 年 12 月 6 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
43	映画	弱腰OL 控えめな腰使い	オーピー映画		
44	映画	裸の未亡人 淫らな肉体	新東宝映画		
45	映画	巨乳だらけ 渚の乳喧嘩	オーピー映画		
46	映画	感じるつちんこ ヤリ放題！	オーピー映画		
47	映画	黒い過去帳 私を責めないで	新日本映像		

**三重県告示第 760 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊賀市伊勢路字青山 1356 の 1、奥鹿野字登り尾 691 の 1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 761 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鳥羽市相差町字大坂 2120 の 273
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 29 年 1 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 28 年 11 月 18 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 メイク
  - (2) 代表者の氏名  
川北 啓子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
津市大門 7 番 15 号 津センターパレス 3 階 津市市民活動センター内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年12月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成28年11月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重県高齢者・退職者事業団

(2) 代表者の氏名

中西 央

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市京町33番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・退職者がその老後を健康で、生きがいを感じて、長い間に得てきた経験を社会のために生かして、自己の人生を全うするための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年12月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成28年11月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 明日香健康科学研究所

(2) 代表者の氏名

飛矢 和司

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市飯高町森2271番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年から一般市民まで幅広く、学術的価値の高い東洋史に深く関わる各国の古代、中世の美術、工芸品を展示する美術館の公開、運営事業により、文化の伝承の経緯を学び、正しい歴史認識の形成に寄与することを目的とする。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県企業庁北勢水道事務所長から通知がありました。

平成28年12月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）

2 作業期間

平成28年11月24日から平成29年2月24日まで

3 作業地域

桑名市多度町御衣野及び同町力尾

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

平成28年12月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年10月24日から同年12月27日まで
- 3 作業地域  
尾鷲市賀田町

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を取り消しましたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年12月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 処分をした年月日  
平成28年11月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
株式会社ヨシズミテック 代表取締役 吉住 薫  
住 所 三重県津市木造町2507番地2  
許可番号 三重県知事（般-24）第7764号
- 3 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社ヨシズミテックの代表取締役は、不動産侵奪、民事執行法違反により懲役2年（執行猶予3年）の刑が確定している。  
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---